

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査（財務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年12月12日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 松倉 美加

令和4年度定期監査（第2回財務監査）報告書

一般財務事務について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

(2) 監査の対象及び実施内容

次の部局に対し、令和3年度における財務に関する事務の執行が関係法令、条例、規則等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

部局	課等
市民環境部	市民生活課、市民課、主幹（個人番号カード担当）、国保医療課、環境課、向陽台支所、東部支所、支笏湖支所、環境センター廃棄物管理課、環境センター廃棄物対策課
こども福祉部	こども政策課、こども家庭課、子育て総合支援センター、認定こども園つばさ、認定こども園ひまわり、こども療育課
観光スポーツ部	交流推進課、観光課、スポーツ振興課、主幹（支笏湖観光担当）

(3) 監査の着眼点

- ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- イ 事務処理で法令等に違反するもの、適時適切に行われていないものはないか。
- ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。
- エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- オ 滞納整理手続や不納欠損処理は適正に行われているか。
- カ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適切か。
- キ 契約関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適切か。
- ク 補助金に係る実績報告等の確認は適正に行われているか。また、補助対象外経費に充当されているものはないか。
- ケ 物品の管理等は適正に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和4年9月1日から12月8日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 澤 田 徹

監査委員 松 倉 美 加

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点においては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。部局別監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 市民環境部

ア 収入事務

- ・ 指摘事項なし

イ 支出事務

- ・ 会計年度任用職員の時間外勤務において、規則に定められた休憩時間を付与していないものがあつた。【主幹（個人番号カード担当）】
- ・ 会計年度任用職員の時間外勤務において、支給率の誤りにより時間外勤務手当が支給不足となっているものがあつた。【主幹（個人番号カード担当）】
- ・ 負担金の支出負担行為において、千歳市事務専決規程に基づく適正な専決権者による決裁が行われていなかった。【国保医療課】
- ・ 郵券受払簿において、記載誤りや確認不足により、実際の残額と受払簿上の残額が一致していなかった。【環境課】

ウ 補助金交付事務

- ・ 指摘事項なし

エ 契約事務

- ・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の選定通知書が受注者から提出されていないものがあつた。【市民生活課】
- ・ 業務委託の契約において、業務担当員の選定通知書が受注者に発出されていないものがあつた。【市民課】

オ 財産管理事務

- ・ 廃棄した備品について、千歳市会計規則に基づく物品処分手続を行っていないものがあつた。【環境課】

カ その他の事務

- ・ 指摘事項なし

(2) こども福祉部

ア 収入事務

- ・ 指摘事項なし

イ 支出事務

- ・ 契約管財課が契約事務を行うべき金額要件の物品購入において、所管課が分割して業者に直接発注しているものがあつた。【子育て総合支援センター】

ウ 補助金交付事務

- ・ 指摘事項なし

エ 契約事務

- ・ 業務委託の契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の選定通知書が受注者から提出されていないものがあつた。【こども療育課】
- ・ 業務委託の契約において、業務担当員の選定通知書が受注者に発出されていないものがあつた。【子育て総合支援センター】

オ 財産管理事務

- ・ 指摘事項なし

カ その他の事務

- ・ 指摘事項なし

(3) 観光スポーツ部

ア 収入事務

- ・ 指摘事項なし

イ 支出事務

- ・ 指摘事項なし

ウ 補助金交付事務

- ・ 指摘事項なし

エ 契約事務

- ・ 業務委託に係る随意契約において、予定価格調書が封筒に封入された形跡のないものがあつた。【観光課、スポーツ振興課】

オ 財産管理事務

- ・ 指摘事項なし

カ その他の事務

- ・ 指摘事項なし

資金前渡職員に関する出納事務について（令和4年7月～9月分）

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（資金前渡職員の出納事務）

(2) 監査の対象及び実施内容

別紙記載の資金前渡職員が取り扱った経費（一時限りの資金前渡を除く。）に関する出納事務の執行状況（令和4年7月から9月までの取扱分）について、保管現金の実査及び現金出納簿との照合、支出証拠書類の確認を行うなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

(3) 監査の着眼点

- ア 保管現金と現金出納簿の金額は一致しているか。
- イ 領収書等の支出証拠書類の記載に不備はないか。
- ウ 支出伺は遅滞なく適宜適切に処理されているか。
- エ 領収書等の支出証拠書類、支出伺、現金出納簿の記載内容に不整合はないか。
- オ 違法又は不当な支出その他不適当と認められる支出はないか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和4年10月21日

(5) 監査を実施した委員

監査委員 澤 田 徹

監査委員 松 倉 美 加

2 監査の結果

監査は精査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、出納事務の執行状況は別紙のとおりであり、計数はいずれも正確であると認められた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正な事務の執行に努められるよう望むものである。

令和4年7月から9月までの資金前渡職員の取扱いに係る出納事務一覧表

資金前渡職員	取扱事務	6月末残高	受入額	支出額	戻入額	残額	監査の結果
企画部秘書課長 黒田 大	市長交際費	102,000	100,000	134,000	0	68,000	出納は適正であると認められた
総務部総務課長 茂木 憲	功労者等祭し料	0	100,000	0	0	100,000	出納は適正であると認められた
保健福祉部福祉課長 佐藤 暢也	貧困者等救助金	29,000	0	2,000	0	27,000	出納は適正であると認められた
市立千歳市民病院事務局 経営戦略室経営企画課長 関原 範和	病院長交際費	265,600	0	0	0	265,600	出納は適正であると認められた
消防本部総務課長 松山 賢司	消防長交際費	50,000	0	5,000	0	45,000	出納は適正であると認められた
議会事務局次長兼総務課長 小田 誠	議長交際費	51,000	0	33,500	0	17,500	出納は適正であると認められた
選挙管理委員会 事務局選挙課長 片山 学	委員長交際費	0	0	0	0	0	取扱なし
	選挙執行費	0	15,000	15,000	0	0	出納は適正であると認められた
農業委員会事務局管理課長 田中 康仁	会長交際費	30,000	0	5,000	0	25,000	出納は適正であると認められた
教育委員会 教育部企画総務課長 井戸川 邦彦	教育長交際費	190,000	0	15,000	0	175,000	出納は適正であると認められた